

2021年度
関西学院大学ロースクール
A日程

一般入試（法学既修者）

民法問題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【民法問題】

次の文章を読んで、〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

なお、解答に際しては、平成29年改正民法*により解答するものとする。

*平成29年6月2日に公布された「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」により改正された民法を指す。

〔事実1〕

Aは、骨董品のコレクターであり、骨董商のBとは古くからの付き合いがあり、これまでの取引経験からBのことを信頼していた。2020年4月、Aは、ネットオークションで200万円で購入した骨董品甲（以下「甲」という。）について、Bに鑑定を依頼したところ、Bは、「これは偽物で20万円の価値しかなく、こんなものは早く売ってしまった方が良く、私が50万円で買ってくれる人を紹介してあげよう。」と申し出た。

Aとしては、Bを信頼しており、また、50万円でも売ればそれでよいと考え、Bに紹介を依頼した。2020年6月15日、Bが紹介してくれたCとの間で甲について代金50万円で売買契約を締結した。同日、代金支払いと引き換えにAはCに甲を引き渡した。Aは、売買契約の際に、Cに対して、甲につき自分はネットオークションで200万円で購入したが、Bの鑑定により偽物と判明したため50万円で売却する旨を伝えていた。

2020年7月、実は甲には350万円の価値があり、BがAを騙して甲を安くCに売らせ、それをBが買い取って高値で売ろうとしていることをAは知った。

〔設問1〕

(1) Aは、甲を取り戻すために、まずAC間の甲の売買契約を取り消したいと考えている。BがAを騙していることについてCが認識していた場合、Aの取消しの主張は認められるか検討しなさい。

(2) BがAを騙していることについてCが認識していなかった場合、Aが甲の売買契約を取り消す手段につき(1)で解答したものとは異なるものを挙げて、それが認められるか検討しなさい。

〔事実2〕

Xは、自己の所有する西宮市内の土地と建物（以下「本件不動産」という。）の売却（評価額は5000万円程度）を考え、不動産取引経験のある友人Zに、本件不動産の売却についての代理権を授与した。

Zは、本件不動産の売却代金で自らが負っている借金の返済をしようと考え、Yに本件不動産の売買契約を持ちかけた。

Yは、本件不動産を気に入り、Xの代理人Zとの間で売買代金5000万円とする本件不動産の売買契約を締結した。そして、同日、売買代金5000万円の支払と引換えに本件不動産の所有権移転登記が経由された。ところが、売買代金の支払いに関して、Yは、Zから自己の借金の返済に充てるためZの銀行口座に入金してもらいたいと懇願された。そして、YはZの指定どおりZの銀行口座に代金を振り込んだ。

その後、Xは、Zから何の連絡もないことを不審に思い、本件不動産の登記を調べてみるとYへの所有権移転登記がされていることを知り、Yに問い合わせたところ、Yが代金5000万円で買い取ったことを知った。そこで、Zにこのことを問いただすと、売買代金は自分の借金の返済に充てたため、ほとんど残っていないと告げられた。

Xは、ZとYとの間の本件不動産についての売買契約は、Zが自らの利益のために締結したものであるから契約の効力は自分には及ばないとして、Yに対して所有権確認の訴えと所有権移転登記の抹消登記手続を求めて訴えを提起した。

〔設問2〕

XのYに対する請求は認められるか、Yの反論も踏まえて検討しなさい。

2021 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【A 日程：民法】

《出題趣旨》

〔設問 1〕は、瑕疵ある意思表示の取消しについての基本的理解を問う問題。A C 間での甲の売買契約について、A の売却の意思表示は B の詐欺によってされたものであるから、96 条 2 項第三者による詐欺である。96 条 2 項は相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができると規定しているため、(1) では 96 条 2 項の問題としてそれぞれの要件が充たすかの検討をすることが求められる。(2) では、96 条 2 項が適用されないことを前提として、他の手段を検討することが求められる。詐欺による意思表示が取り消すことが不可能であっても、詐欺によって錯誤に陥り、それによって意思表示をしていることから、錯誤取消しの可能性が検討されなければならない。本問では、95 条 1 項 2 号の基礎事情錯誤に該当するため、95 条のそれぞれの要件を検討した上で錯誤取消しが認められるか検討することが求められる。

〔設問 2〕は、代理権濫用の問題である。X から Z へ代理権が授与され、その代理権の範囲内の法律行為が行われたのであるから、本来は有効な代理行為となるはずであるが、代理人 Z が自己の利益を図る目的で代理行為を行ったため、107 条を根拠に X としては Z の行為が無権代理行為に該当するという主張となる。平成 29 (2017) 年改正民法により新設された条文であるが、要件を充たし、効果は無権代理行為となるため本人 X には契約の効果が帰属しないことを検討することが求められる。

《解説・講評》

設問 1 に関しては、詐欺取消しおよび錯誤取消しにつき概ねの答案で事案に対して条文の要件を当てはめることができていた。ただし、錯誤取消しに関しては 95 条 1 項 2 号の基礎事情錯誤であることを前提としてその他の要件をしっかりと検討することができていた答案は少なかった。

設問 2 に関しては、改正されて条文化された代理権濫用について、条文を事実に適用することが求められたが、そもそも 107 条を適用していない答案も見受けられ、また、効果が無権代理であるということについても正確に指摘している答案が少なかった。全体を通じて、改正民法の条文に関してその要件および効果について正確に理解している答案は少なかった。本研究科の 2 年次の民法演習科目では、改正民法に関する正確な知識が習得されていることを前提として授業を行うため、基本的な知識について

はしっかりと身につけていることが求められる。